

（尾灯）

第262条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。

二 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

三 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、一般原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあつては、尾灯の中心を通り一般原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、一般原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。

四 尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。

二 尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500mm未満の一般原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1m以上、2m以下となるように取り付けられていること。

イ またがり式の座席を有する一般原動機付自転車

ロ 二輪の一般原動機付自転車

三 後面の両側に備えられる尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、

一般原動機付自転車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。

四 後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない一般原動機付自転車の尾灯を除く。）。

五 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度35km/h未満の一般原動機付自転車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられた計器類を備える一般原動機付自転車にあっては、この限りでない。

六 尾灯は、前項に掲げた性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、同項に掲げた性能のうち同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、尾灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、一般原動機付自転車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

3 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている尾灯と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた尾灯であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。